

令和5年度第12回

下松市農業委員会総会議事録

令和6年3月12日（火）10時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和5年度第12回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年3月12日(火) 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席(8人)

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席(0人)

4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)

・出席(5人)

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治

・欠席(1人)

6番 本村 学

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)

議案第3号 農業委員会による最適化活動の推進等について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 現況確認書について (市街化区域)

6 農業委員会事務局職員

局 長 松本 厚二

書 記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第12回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より3月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席はございませんので、出席委員は8名です。下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。本村学推進委員は欠席です。それでは議長お願いします。
議長	本日の議事録署名人は大本博秀委員と田中結委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願い致します。
事務局	議案書1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号1番。土地の所在は大字●●●●●、地目は登記簿畑、現況荒廃、農用地区域外、面積は62㎡です。譲渡人は●●●●●さん、譲受人は●●●●●さん。内容は無償所有権移転です。調査報告は貞久晋推進委員です。よろしくお願いします。
議長	貞久晋推進委員、お願いします。
貞久(推)委員	ではご報告いたします。3月8日に現地へ行ってまいりました。現地は●●の一番奥の●●です。今回申請の●●さんですが、一人でお住まいの方がお母様になります。実状はお母様一人で畑を若干していらっしやって、息子さんが土日に帰って農作業をされる時に駐車場がありませんので、隣地の●さんの土地を譲受けてお母様と一緒に●●を守るといふ形のヒアリングをしております。土地利用計画図は3ページになります。隣接地の●●●●●-●を既に駐車場としておられまして、そこは車が1台くらいしかないので、●●●●●番地を譲渡してもらって更に車を2、3台置いて、近接の自分の畑を作るというものです。状況は、近接地に水田とか耕作地はありませんので、駐車場を拡張しても問題はありません。調査報告は以上になります。ご審議よろしくお願いします。
議長	貞久晋推進委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。この場所は、家は3、4軒あると思うのだけれど、住んでいる人は2、3人くらいの山の中です。そういう状況の所だと認識してもらって理解してもらったらいんじゃないかと思います。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。

議案第2号受付番号1番については、松村委員が関係するものでありますから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、審議採決終了まで松村将吾委員には、退席していただきます。

(松村将吾委員 退席)

それではよろしくお願い致します。

事務局 議案書7ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権設定）についてご説明いたします。受付番号1番。土地の所在は大字●●●●●●-●の一部、●●●-●の一部、地目は●●●-●が登記簿田、現況畑、●●●-●が登記簿、現況とも田です。農用地区域外、面積は●●●-●が1,342㎡のうち300㎡、●●●-●が477㎡のうち200㎡の合計500㎡です。利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●さん。内容は賃貸借で、期間は3年、新規設定になります。調査報告は内山禮介委員です。よろしくお願いします。

議長 内山禮介委員、お願いします。

内山委員 はい、ご報告いたします。場所は11ページの左側を見てください。●●●●に上がる手前を左折して、●●●の方に入っていきます。そして●●●に上がる階段がありますけれど、そこをちょっと行って左折したところが申請地です。従前3回目ですが、●●●●さんが●●●●さん、●●●さんから農地を農地として譲り受けたという申請が最初、2回目はですね、●●●-●、●●●-●に沿って軽トラが入れるように道路を作りたいという申請。今回3回目で、●●●●さんが●●●●さんに畑を作って欲しいという申請です。当初からそういう計画だったのですが、広さからしてですね、一人で畑を作るには少し広すぎるということもあって、●●●さんにこの2筆の一部で畑を作ってもらいながら、●●●さんは農業の初心者であるために、●●●さんの指導を受けながら一緒に仲良く畑を作りたいという意向のようでございます。●●●さんはご存知のように農業の実績はありますので、問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長 内山禮介委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。
意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は原案の通り承認致します。
では松村将吾委員お戻りください。

(松村将吾委員 着席)

次、事務局をお願いします。

事務局

受付番号2番。土地の所在は大字●●●●●●、地目は登記簿、現況とも田です。農用地区域内、面積は1,139㎡です。利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●さん。内容は賃貸借で、期間は5年、再設定になります。

続いて受付番号3番。土地の所在は大字●●●●●●-●、●●●、地目は両筆とも登記簿、現況とも田です。農用地区域内、面積は1,500㎡と2,075㎡で合計3,575㎡です。利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●さん。内容は使用貸借で、期間は5年、新規設定になります。

受付番号4番。土地の所在は大字●●●●●●-●、地目は登記簿、現況とも田です。農用地区域内、面積は1,992㎡です。利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●さん。内容は使用貸借で、期間は5年、新規設定になります。

調査報告は受付番号2番、3番は藤井清隆推進委員、4番は貞久晋推進委員です。よろしくお願いします。

議長

藤井清隆推進委員、よろしくお願いします。

藤井(推)委員

はい。2番の●●●の申請ですが、地図は14ページ。●●●のお宮の真下の三角形の土地です。●●さんは、●●●●さんが作られなくなって、ずっと作られております。管理は十分行われているので問題はないと思います。
3番は、場所は17ページです。ここも管理は皆で協力しながら十分足りておりますので問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長

藤井清隆推進委員、ありがとうございました。
続いて受付番号4番。貞久晋推進委員、お願いします。

貞久(推)委員

はい。3月8日に現地を確認いたしました。再設定ですが、もう10年以上耕作していらっしゃいます。●●●●さんは高齢で、●●●●さんが土地を守り、いつも草一本も生えず稲作をしていらっしゃるベテランの方です。また令和5年度のJA山口の周南のお米コンテストで中西部から1番で表彰され、特においしいお米を作っていらっしゃいます。何の問題ありませんが、高齢ですの

で末永く健康で作っていただきたいと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議

長

貞久晋推進委員、ありがとうございました。

ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。

意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号2、3、4番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号2、3、4番は原案の通り承認致します。次、事務局をお願いします。

事 務 局

議案第3号、農業委員会による最適化活動の推進等についてです。

「令和6年度最適化活動の目標の設定等」内容についてですが、内容の説明の前に、「最適化活動の目標の設定等」について、簡単に説明させていただきます。

「最適化活動の目標の設定等」は、農業委員会の活動の見える化を行うため、最適化活動の実施状況及びその目標の達成状況について点検・評価し、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、個人情報を除いた上で、その結果を公表するものです。新年度の目標の設定等については、毎年3月末までに行い、4月末までにその内容の公表することが義務づけられております。

それでは、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、説明いたします。お手元の「令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

まず、1ページ目をご覧ください。

I「農業委員会の状況」についてです。こちらは、「2020 農林業センサス」、山口県及び下松市農林水産課からの情報提供などを元に作成しております。

つづきまして、2ページ目をご覧ください。

II「最適化活動の目標」についてです。

1(1)①の現状及び課題は、記載のとおりです。②の目標についてですが、今年度末の集積率を70.0%に設定しております。これは、国からの通知にて、「農地の集積に係る目標」について、「都道府県が定めた集積の目標」を農業委員会の目標として設定するよう定められており、山口県では、令和5年4月に作成された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、農地の集積率について、おおむね70%と定めており、これに基づいております。つぎに、(2)①の現状及び課題については、記載のとおりです。今年度の調査結果を入力しております。②の目標についてですが、ア a「緑区分の遊休農地の解消目標面積」について、こちらについては、令和8年度までに緑区分の遊休農地の解消が国からの通知で定められていることから、今年度の目標を9haと設定しております。続いて、3ページ目をご覧ください。(3)の①及び②は記載のとおりです。②の目標については、山口県からの情報提供を元に、権利

移動面積の平均の1割以上を記入しています。

2(1)については、昨年と同じ目標を掲げております。(2)については、活動強化月間を3ヶ月以上設定する必要があることから、記載のとおり設定しております。(3)については、記載のとおりです。

説明は以上となります。

次に令和5年度の『最適化活動に係る「自己の点検・評価」』についてですが、その内容について、簡単に説明させていただきます。

『最適化活動に係る「自己の点検・評価」』は、最適化活動の実施状況や目標の達成状況について自ら点検・評価し、その結果を農業委員会へ提出し、農業委員会で取りまとめた結果について、個人情報を除いた上で、農業委員会等に係る法律第37条の規定に基づき、インターネットの利用その他適切な方法で公表するものです。国の通知によりますと、推進委員等は前年度の最適化活動の点検・評価を毎年4月末までに農業委員会へ提出し、農業委員会は5月末までに総会において点検・評価し、その結果を各推進委員に通知するものです。最終的には、6月末までに、前年度の最適化活動の記録及び点検・評価の結果をまとめ、公表を行います。

今回、皆様をお願いしたいのは、『最適化活動に係る「自己の点検・評価」』について、この1年間を振り返っての活動実績と成果実績を自由記述で記入いただけたらと思います。記入にあたり、記載例も一緒にお配りしております。こちらの書類の提出を、4月の総会が開催される令和6年4月9日(火)までにご提出いただけたらと思います。

なお、データ形式で書類が必要な方は、後程事務局までお申し出ください。以上です。

議長

この件について、ご意見がありましたら出して下さい。
私のほうから。毎年9haあまり遊休農地の解消で目標をたてておられますが、具体的にどこをどうするのかというのはあるのですか？

事務局

これにつきましては、今回皆様に農地パトロールをお願いして、遊休農地、緑区分を出していただいたと思います。それに基づきまして意向調査を行っております。大体120件程度送らせていただいて、それにつきまして自分で耕作するとか、誰かに貸したいとか、そういった意向について返事が返ってきているところですので、3月中にはその取りまとめができると思います。今回はその中の貸し借りについて、どこにどういう農地があるかというのがきちんと「見える化」をして、農業委員さんを通じて借りたい人を特に探していきたいという活動を取っていききたいと思います。そういった部分で、なかなか今担い手が少ない時代ではありますが、できるだけ遊休農地の貸し借りを推進していきたいと考えています。

議長

分かりました。
『最適化活動に係る「自己の点検・評価」』については、記入例もありますので

報告をしていただければと思います。

議案第3号、農業委員会による最適化活動の推進等について、これを決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員でございますので、議案第3号は下松市農業委員会として決定し、公表することにいたします。

次、事務局をお願いします。

事務局 議案書の21ページ、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、届け出が1件ございました。
議案書の22ページ、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届け出が7件ございました。
議案書の25ページ、報告第3号「現況確認書について(市街化区域)」、非農地の証明が2件ございました。
添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程に基づき、事務局長専決により処理いたしました。
以上です。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
その他連絡事項はありますか。

事務局 その他の報告で、2件あります。
まず、令和5年度農地パトロールについて、緑区分、黄区分の所で、山田の一部、切山、来巻、河内の一部の方々について、意向調査を行っております。結果としては、場所が分からない、なかなか自分で管理出来ないという相談を受けています。貸したいという相談も結構ありまして、これについては事務局でまとめたものを総会等でお諮りしたいと思いますので、そういったところの利用の方法についても一緒に考えていただきたいと思います。
もう一件、前月の総会の中で清水会長よりご依頼のありました相続登記について説明をさせていただきます。一枚紙がありますのでご覧ください。

(説明)

以上です。

議長 はい。これで3月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和6年3月12日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

清水 亨

署名委員

大本博秀

署名委員

田中 結